

◆ 受益者分担金 ◆

= 受益者分担金を納めていただく方 =

下水道の処理区域内に存する土地の所有者です。地上権・質権、又は使用賃借、若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地（一時使用のために設定された権利は除く）については、それぞれの権利者と土地所有者が協議して、当該土地に係る分担金を納める方を定めた場合には、その方を受益者とすることができます。

= 受益者分担金 1㎡当り 230円 =

あなたの所有している土地面積に乗じて得た額が、あなたに課せられる分担金額です。

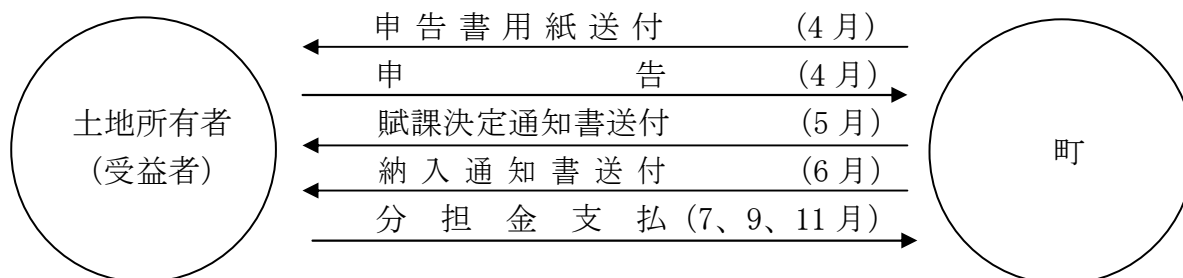
● 分担金額の決定は、あなたの申告により決定いたしますので正しい申告を

賦課徴収するその年の4月に、あなたのもとに申告書用紙が送付されていきますので、あなたの所有している土地面積を確認の上、正しい申告をしてください。申告がない場合は、町において認定し賦課されることになりますので、かならず申告行為はしてください。また、申告後に受益者又は納付管理人の氏名、住所の変更や土地面積などの異動があった場合は速やかに届出、申請をしてください。



分担金賦課徴収に至るまでのフローシート

賦課対象区域の告示（1～3月）



= 分担金の納付・納期 =

分担金額により次のような分割納付となります。納期は年3期です。

分 担 金 額	分割年数	納 期
3 万円未満	1 年	●第1期 7月15日から7月31日まで ●第2期 9月15日から9月30日まで ●第3期 11月15日から11月30日まで
3 万円以上 10 万円未満	2 年	〃
10 万円以上 20 万円未満	3 年	〃
20 万円以上 50 万円未満	5 年	〃
50 万円以上 100 万円未満	7 年	〃
100 万円以上	8 年	〃

～たとえば 100 坪（330㎡）を所有している受益者の場合

分 担 金 額	$330 \times 230 \text{ 円} = 75,900 \text{ 円}$
1 年間に納める額	$75,900 \text{ 円} \div 2 \text{ 年} = 37,950 \text{ 円}$ となりますが、100 円未満の端数が生じた場合は、初年度徴収となりますので 1 年目 38,000 円・2 年目 37,900 円となります。
期 別 納 付 額	$38,000 \text{ 円} \div 3 \text{ 期} = 12,666 \text{ 円}$ となりますが、上記同様 100 円未満の端数が生じますので端数整理をし 1 期目 12,800 円・2 期目 12,600 円・3 期目 12,600 円となります。

◎次のような受益者は徴収猶予、または減免を受けられますので申告時にあわせて申告してください。

減 免

- 国又は地方公共団体以外の所有に係る土地で、不特定多数の自由使用に供している土地。道路、公園、広場の用地） 100%減免
- 宗教法人法及び墓地埋葬等に関する法律による次の土地
 - 1. 墓地 100%減免
 - 2. 境内地 50%減免
- 学校教育法第 1 条に規定する学校で、私立学校法第 3 条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に使用している土地 75%減免
- 社会福祉事業法第 2 条に規定する事業で、同法第 22 条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地 75%減免
- 急傾斜地等宅地が不可能又は著しく困難な土地 100%減免
- その他実情に応じて減免される場合がありますのでご相談ください。

徴収猶予

- 震災・風水害・火災・その他災害を受け又は盗難にあったとき。 2 年以内の猶予。
- 受益者または受益者と生活を同じくする家族が病気にかかり、又は負傷し支払いが困難のとき。 2 年以内の猶予。